

関西労災職業病 4月号

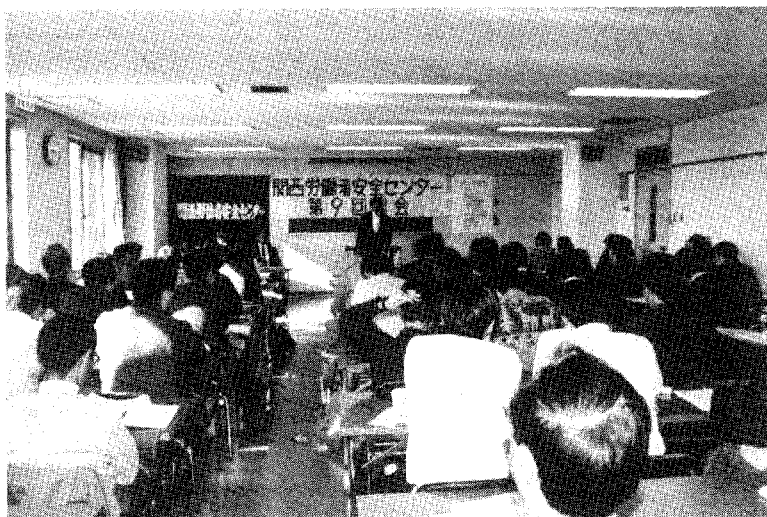
(通巻第173号)

関西労働者安全センター 1989. 4. 10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



◆目次◆

- 社会福祉労働者吉岡頸肩腕勝利判決..... 2
- 労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争..... 5
 - 阻止闘争がさらに広がるノ..... 5
 - 労基研メンバーとの討論会各地で進む..... 8
- 第9回総会報告.....10
- 原発労働者に2倍の染色体異常.....11
- 〈学習のページ〉こころの病気の話し②.....13
- 前線から(ニュース).....17
- 地域のページ.....22
- 自主健診で歯牙酸蝕症の労災認定勝ち取る.....23
- 環境監視研究所 活動報告.....24
- 第15期針灸学習会に参加しよう.....25
- こんなときどうする⑦.....26

社会福祉労働者／吉岡頸腕／勝利判決

認定基準の矛盾を乗りこえた



現場を無視する局医判断を排除

報告・兵庫社会福祉労働組合

社会福祉労働者の頸肩腕障害の労

災認定を求める吉岡頸肩腕訴訟は、

三月十四日判決があり、原告完全勝

利となりました。被告は期限

の三月二十八日までに控訴手続きをと

らず原告勝利判決が確定しました。

これも、ご支援の方々をはじめ弁護

団・組合などの力の結集のおかげと

感謝しております。ありがとうございます。

この判決によって、これまで門戸

を閉ざされてきた社会福祉労働者の

みならず医療・教育など対人労働に

たずさわる分野での頸肩腕障害の労

災認定に有利な展望がでてきました。

以下、若干判決の報告をしてお礼と

させていただきます。

画一的な判断を

排除

Ⅰ 判決主文

判決主文は、「一、被告が原告に

対し、昭和五四年五月二四日付でな

した労働者災害保険法による療養補

償給付不支給処分を取り消す。二、

訴訟費用は、被告の負担とする。」

というものです。主文に続く「事

実」の項の最初には、「一、請求の

趣旨 主文同旨」と書かれ、原告の

求めた通りの判決であることが明記

されています。

Ⅱ、判決理由

(一) 頸肩腕障害の存在

判決理由では、まず「昭和五三年

六月ごろ、原告は頸肩腕症候群にり

患していたことが認められ(る)」

として、疾病の存在そのものを認め

ました。

(二) 業務内容の検討の必要性

次に、「原告の従事していた右業

務には頸肩腕症候群を惹起させるよ

うな業務の荷重性及び波動性を伴う

上肢の動的・静的筋労作を含まない

(かどわか)以下検討する」とし

て、保母等の頸肩腕障害をあらかじめ

画一的に業務外とする立場を排除

しています。

(三) 上肢筋労作を伴う作業の存在

その上で、各種作業を細かく分析

し、結論として「原告ら保母等の」

作業には上肢について相当の荷重性及び波動性を伴う上肢の動的・静的筋労作が含まれていた。これに反する証人伊藤友正の証言は、独自の見解であって、「措信しない」と言い切っています。

認定基準を

くつがえす判断

(四) 業務荷重性

更に、原告の勤務状況について、「甲山学園における保母・指導員の業務量自体がそもそも荷重であったということができ、他の同僚労働者



と比較して原告の業務量が著しく多くない、との一事をもって業務起因性を否定する根拠とすることは相当でない」とのべています。この認定は、他の同僚労働者と比べて業務量が著しく多い場合のみ荷重性があるとして業務起因性を認めるという労働省の姿勢（基発五九号通達）の

事実上の批判であり、「業務の荷重性」は、その労働者、ひいてはその職場全体として荷重であったかどうかの問題であるとすると、非常に画期的であるといえます。

(五) 施設最低基準

次に、福祉施設最低基準について、「これは介護を要する児童の側からの最低の保全基準を定めた規定であるとみるべき」としたうえで、「当時保母・指導員が実質上十分に確保されていたものとは到底いうことができない」と厚生省も真っ青になるような認定を行っています。

(六) 甲山事件の影響

その他の諸事情としては「(甲山事件を契機に) 重度障害の園児の比率が異常に高まり、原告の業務負担量は、その就職当時から非常に重かったものといわざるをえない」として、甲山事件の現場に及ぼした影響について触れています。

局医の次女執事を

厳しく批判

(七) 原告側医証、山下医師証言・後藤医師診断

原告側の山下医師の「(業務起因性を認めた) 判断は、豊富な資料に基づき客観的な調査方法を駆使しての結果であって、相当の合理性を具するものと認むべきである」と全面的に評価し、当時の主治医後藤医師の診断も、「(業務起因性を肯定した) 判断は長期に亘る豊富な専門的経験に基づく合理的なものと認めべきである」と肯定しています。

(八) 被告側医証、伊藤医官証言・折原医官診断

それに対し、兵庫基準局の伊藤医官については、「(原告の診察結果からは業務起因性が認められないとする)伊藤医師の判断は、要するに前記キーパンチャー等の上肢作業内容と原告ら指導員等の業務内容の一般的相違点から即断したものにすぎず、原告ら指導員等の業務内容につき個別的な検討を加えたわけではなく、殊にその業務量の荷重性、ひいてはその波動性について仔細に検討したものであるから、右判断をそのまま承認することは到底できない」と述べています。これは、前にも出てきた「(伊藤医師の)独自の見解」によってキーパンチャー等以外は業務内容を検討もせずに業務外と即断する伊藤医官の態度を厳しく指弾したものと見えましよう。

もうひとつの被告側の医証である折原医官の書類診断については、

「前提事実の認識を誤ったものといふべきであるから、採用すべき限りではない」と片づけています。

(九) 結語、業務起因性の根拠

以上をまとめて、業務起因性の根拠として八点挙げています。①原告の業務内容(極めて過酷で上肢の筋労作を伴うこと)、②勤務状況(他の労働者に比し同じようなものであった)、③原告の従事期間における特殊性(甲山事件の影響で実労働の人員が圧迫されていた)、④原告の肉体的条件(就職時は全く健康であったこと)、⑤原告の頸肩腕症候群に考えられる他の要因はないこと、⑥他の頸肩腕障害認定者と原告の業務内容等の比較で差がないこと、⑦甲山学園が頸肩腕障害の多発職場であること、⑧業務起因性を肯定する有力な医証も存在すること、などを「総合して考えると、原告の頸肩腕症候群は甲山学園における指導員としての業務に起因して発病したも

のといふべく、右認定に反する証人伊藤友正の証言は措信せず、他に右認定に反する証拠はない」と判決では結論しています。

判決日

あふれる支援

判決には五〇名を越す仲間が集まってくださり、法廷に入りきらずあふれました。判決後の裁判所前集会でもおおいに意気揚がりました。その後、兵庫基準局におしかけ謝罪要求と控訴するなどの申し入れを行いました。基準局は裁判担当の係官が対応しましたが、「まだよく読んでいないので、検討したい」と繰り返しのみでした。

今後は、この訴訟の成果を大いに武器として利用していただきたいと思えます。判決文の閲覧はどなた様でも受け付けます。頑張りましよう。

労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争

もはや“重態”の「中間報告」

阻止闘争がさらに広がる！

3・11 討論集会に百名が参加

運動の強化を確認

大阪地評討論集会

三月十一日浪速部落解放会館で、

総評大阪地評主催の「労災保険法・

労基法改悪反対学習討論集会」が開

催され、大阪地評傘下の各単産のは

か、全国脊髄損傷者連合会大阪府支

部、大阪府被災労働者同盟など被災

労働者団体を含む約百名が参加した。

この討論集会は、この間、労災

法・労基法改悪問題で精力的に反対

運動を進めてきた大阪地評労災職業

病対策会議が、決戦となる八九年度

の闘いの出発点として位置づけ、開

催したものであり、学習会的なもの

となった。

講師の総評弁護士古川景一氏は、

明治以降の労災職業病をめぐる権利

闘争の歴史を振り返り、民事損害賠

償請求の闘い、上積み補償獲得など

現在の労災職業病の闘いが積み上げ

られてきた経緯について解説し、今

回の「中間報告」がそれらの基盤を

根こそぎ奪おうとするもので、まさ

に歴史的岐路に立っていると訴えた。

また、総評中央労災職業病対策委員

の伊藤彰信氏は、「中間報告」発表

以来の運動経過、労働省、審議会な

どの動向について報告した。

会場からは、脊髄損傷者連合会会

員が、「私たちは労災年金をたより

に生活をしている。社会保険とか老

齢年金との完全調整とか言っている

が、そんなことになれば現在の生活

さえ破壊される。」と発言、別の参

加者からは、「リクルート疑惑が問

題になっているが、労災保険の保険

財政の問題についての検討が必要」

と意見が出された。

最後に下市地評副議長が「労災補

償の問題は、労働組合運動の最も基

本的な課題。労基法第8章削除、一

年半休業補償打切りなど到底認めら

れない内容の労基研中間報告を阻止

するために、大阪地評として今後い
っそう運動の強化をはかる。」とま
とめた。

働く者の労災補償制度を

考える懇談会 発足

自治労など八単産、総評弁護団が呼びかけ

三月二八日、総評会館で「働く者
の労災補償制度を考える懇談会」の
発足総会が開かれ、各団体代表をは
じめとした約三〇人が参加した。こ
の懇談会は、労基法・労災法改悪に
反対し、これまで獲得してきた権利
を守るばかりでなく、一層発展充実
させようと、これまで反対運動を中
心的に担ってきた各労働組合が呼び
かけたもの。呼びかけた団体は、自
治労、全金、全建総連、全林野、新
聞労連、全港湾、全造船、全山労の
各労働組合と総評弁護団。

総会は、議事に入るまえに松岡三
郎明治大学名誉教授の記念講演で始
まった。松岡氏は、アメリカの事例
などを引き、もともと日本の労働者

の命の値段が低すぎることを前提に、
「中間報告」が憲法を忘れているこ
と、現在の労災補償制度がILO勧
告の水準にすら達していないことな
ど、現労災補償制度の問題の所在に
ついて話された。
続いて議事に入り、まず懇談会の
活動について、①労災補償制度の現

労働省がヒアリング結果を報告 ずさんなまとめ「結果の概要」

労災保険基本問題懇談会

労働基準法研究会「中間報告」が
審議されている労災保険基本問題懇
談会（労災保険審議会の全メンバ
ーで構成）が、三月十三日に開かれ
ている。今回の懇談会では、昨年十二

状と問題点についての調査、研究、
提言、②労基研「中間報告」の問題
点についての批判、宣伝、③学習会、
研究会の開催、④情報の集約と速報
と定めた。また当面の活動として、
①新たなリーフレットの作成、②各
地での学習会などへの援助、③労基
研メンバーへの働きかけを行うこと
とした。
次回懇談会は、六月八日午後二時
より行うことになった。なお、事務
局は総評弁護団が担当し、単産とし
て新たに私鉄総連も加入することが
報告された。

月から今年二月にかけて行われた労
働者側推薦七団体、使用者側推薦九
団体からのヒアリング結果が提出さ
れた。提出された内容は、各団体か
ら提出された意見書、要望書などの

コピーと労働省の担当者がまとめた「労災補償制度の改善に関するヒアリング結果の概要」。

しかし、これはヒアリング結果について説明されただけで、今後の懇談会でどう利用されていくのかについてははっきりしていない。労働省作成の「結果の概要」もきわめてずさんなもので、ヒアリングを受けた労働者側推薦団体が集まった三月末の会議でも批判が続出し、今後の懇談会での作業については、これを撤回させ、結果が十分に反映されていくように労働省に申し入れることになった。

三月二十八日に、法律学者などが主になって発足した労災補償制度改革研究会の第二回研究会が開かれた。今回は、目的である労災補償制度改革提

案を作成する具体的作業に入る前の基本的な問題の議論を行った。今後

は夏期の集中的検討も含め精力的な活動を開始する予定になっている。

労基研メンバーの再検討申し入れ

認めない労働省

本誌前号（議案書）資料「労基法・労災法全面改悪阻止闘争情報（関西）No.9」で既報のとおり、二月二十八日の労働省に対する申し入れの中で、労働基準法研究会メンバーの京大西村助教などが「重大な問題があり再検討が必要」との見解を表明していることに対して、労働省側の対応を促した。しかし、対応に出た稲田労働基準局稲田労災管理課長補佐は、「『中間報告』は一つの場合としてあるから取り消すことはない、西村氏からは労基研再開の必要

性について意見を聞いているが、検討しなおすことは考えていない」と答えている。後掲のように、西村氏ばかりでなく、北大保原、神大下井の二名の労基研メンバーも同様の見解を示している現在も、不当にも労働省の態度は変化していない。花見上智大教授（座長）を始めとする他の労基研メンバーへの働きかけと同時に、この面での労働省に対する追及が必要になる。

「西村助教教授追及から大学の社会的責任を考える
労働者・学生・教官討論会」への参加を

■四月二十六日（水）午後四時 ■京都大学 本部法経七番教室

労基研メンバーとの討論会 各地で進む

西村氏に続いて下井・保原両教授も問題認める

労基研「中間報告」を作成した労基研災害補償部会メンバーに対して、討論を申入れ、問題点をただす取り組みが、西村京都大学助教授、保原北海道大学教授、下井神戸大学教授に対して行なわれている。

その中でいずれもが、「中間報告」の柱である「休業補償1年半打ち切り・障害補償への移行」を中心にその問題点を認めるに至っている。西村助教授については、この問題は「重大な問題があり、基本的な再検討を要すると考える」との確認書を書いている。

そうであるならば、「中間報告」の撤回、再検討を労基研あるいはメンバー学者が提起するべきであるし、労働省は労災審議会に出されている

「中間報告」を白紙撤回するべきだといえよう。もはや、なかみの問題としても、筋の問題としても、報告全面撤回しかありえない。

下井神戸大学教授

「一年半打ち切りは

根拠なく問題」

四・五 第二回討論会

四月五日、神戸大学において下井隆史法学部教授との討論会が行なわれた。第一回目は、一月十九日に行なわれているが、続行を約束してい

たにもかかわらず、その後、出席を拒否したため、再度、各団体に申入れを行ない、この日の討論会となったもの。参加したのは、兵庫県労働安全衛生センター、全港湾神戸地区協、全港湾建設支部、神戸被災者交

流会、阪神被災者交流会、尼崎労働安全衛生対策会議、片木健一阪神医学生協医師、労住医連、神戸大教養部自治会、関西安全センター。

討論は、あらかじめ下井教授に手渡していた質問事項に沿って行なわれた。時間の関係で主に休業補償一年半打ち切り・障害補償移行の問題にとどまり、残りの労基法第八章削除、労災専門医委員会などについては次回五月九日第三回討論会に持ち越しとなった。

下井教授の回答は次のとおり。

質問「休業補償一年半打ち切りの根拠が「中間報告」で様々あげているが、いずれも根拠にならないではないか」

下井回答「一年半の根拠については

明確でない。説得力がないというのはその通りだ。」

質問「前回の討論会で、一年半打ち切り後の障害補償については、新たに障害等級表をつくることが前提と答えているが、「中間報告」の全文とその資料が本になった「今後の労災補償法制のあり方」(労働省労働基準局編)五一ページを読むと、八級以下は一時金が適当とか、当面現行障害等級表が前提とか書かれており、矛盾するではないか。」

下井回答「五一ページの記述については、問題がある」下井回答「(休業補償一年半打ち切り問題については、)西村さんと一緒です。労働省に言います。」

つまり、下井教授も「『中間報告』には重大な問題があり、再検討を要する」との認識を示したわけである。

保原北海道大学教授

「再検討が必要」

労働団体と討論会

三月十七日北海道自治労会館において、保原喜志夫北大法学部教授と労働団体(札幌地区労、全道労協、全林野、全山労、自治労など)、振動病、じん肺などの被災者、北海道医療生協など医療関係者との討論会がもたれた。これは、昨年十一月七日の懇談会に引き続いて規模を拡大して開催されたもの。「中間報告」全般にわたって先に質問状を提示しそれに答える形で行なわれたが、いくつか注目すべき発言をおこなっている。

特に、休業補償一年半打ち切り問題について、「休業補償はそこで一区切りしようという目安を定めたもので、その後は絶対に切るとか考えているのではない」とはじめからあいまいな回答をした。西村京大助教との討論会でも出たことだが、保原氏は西村氏とこの一月西ドイツ、フランスに労災補償制度視察にいっており、そのときの話として、西ド

イツでは七八週で休業補償打ち切りと想っていたが(「中間報告」はそれを前提にして書かれた)、実情はまったく違うといった内容の報告も保原氏からあった。それに対して、「『中間報告』後、新たな事実や知らない事実がわかったのならば、自らの責任で再検討を申出るべきだ」との追及に対して、「自分もメンバーである労災審議会、基本懇で発言する」と回答した。

まとめとして、「少なくとも一年半打ち切りについては、まだまだ不十分でかなり問題があるという判断だと確認させてもらってよいか。それらについていろいろな機会をとらえて、意見を反映してもらおうということではよいか」との質問にも「結構だ」と答え、下井教授と同様な見解表明を行い、討論継続を約して討論会を終えた。

第九回総会が開かれる

「健康に働く」新たな運動を作ろう!

関西労働者安全センターの第九回総会が三月二十日、会員団体個人百名の参加のもと開かれた。

華川萬吉副議長を座長に選出したのち、山本敬一議長があいさつに立った。つづいて来賓の全金大阪地本山原氏、全林野大阪地本金銅氏、北摂地区評労職対豊田氏から、労災職業病闘争の重要性をうったえるあいさつ行われた。各地の地域センターや大阪総評、弁護士らから寄せられた祝電、メッセージが披露されたあと、昨年労働省から提出された労基法・労災保険法改悪阻止闘争を中心に八八年度の総括案が提起された。会計報告につづいて、労災保険法改悪阻止闘争を最重点課題として継続するとともに、専門家集団との連携の緊密化や安全衛生対策部門の充実など、「健康に働く」新たな運動の創出をうたう八九年度方針案が提起された。

役員選出、労基法・労災保険法改悪反対特別決議のうち、役員退任者と新役員を代表して有元氏と山本敬一氏が順次あいさつに立ち、懸案となっている組織整備・社団法人化をぜひとも実現しようとの発言を行い、大会をしめくくった。

祝電・メッセージをいただいた団体および個人は以下のとおり。(順不同、敬称略)

大阪総評副議長労働対議長下市四良、自治労府本部委員
長山本万年、古座川山林労働組合一同、全国出稼組合連
合会会長細谷昭雄、大阪市従業員労働組合、北海道労災
職業病研究センター、北海道医療生協職業病相談室東井
富雄、東京東部労災職業病センター、三多摩労災職業病
センター、神奈川県労災職業病センター、(財)新潟県安全衛
生センター、労災福祉センター、和歌山県労働安全セン
ター、高知県労働安全衛生
センター、山口県安全セン
ター、(財)大分県勤労者安全
衛生センター、熊本県労働
安全衛生センター、岡山大
学医学部教授青山英康、弁
護士上坂明、社会党府本部
委員長井岡大治、同副委員
長谷畑孝 以上

住民の二倍の染色体異常みつかる

低線量被曝の危険性示すデータ公表される

京都反原発めだかの学校 井上良文

東京電力福島第一、第二原発の労働者のリンパ球中に一般住民の二倍近い染色体異常が見つかった。これまで、「よくわからない」「安全」の図式で宣伝されてきた低レベル放射線の安全性が実は相当深刻なのではないかという疑念がさらに広がっている。

これは、福島環境医学研究所報（一九八八年、第二巻）に載った、村本淳一（同専門研究員）他三名による「原子力発電所作業員の染色体調査研究」という報告による。

労働者一一五人を対象に調査

細胞によって六倍の差

村本氏らは、先に福島県双葉郡大熊町の住民五九九人について、リンパ球を採取し染色体異常分析を行っている。このデータと比較して、原発労働者の染色体異常がどうなのかを調べようとしたもの。（ただ、比較する一般住民のデータが福島原発周辺に居住する人々であるため、原発がない地域の住民に比べ高くなっている可能性はあるが・・・）

○・〇七％あった。

これに対し一般住民については、高異数性細胞が○・四〇％、倍數性細胞が○・〇二％、二動原染色体が○・一〇％、環状染色体が○・〇二％であった。

比較すると、原発労働者では、高異數性細胞は逆に少ないが、倍數性細胞が六・〇倍多く、二動原染色体が一・五倍多く、環状染色体が三・五倍多い。

原発労働者一一五名についての結果は、高異數性細胞（染色体数が正常の四六本より多い）が○・二七％、倍數性細胞（染色体数が二倍の九二本）が○・一二％、二動原染色体（くびれが二カ所ある）が○・一五％、環状染色体（正常は棒状）が

規制緩和への警鐘

東電はあくまでも「安全」

調査した原発労働者の被曝線量の最高は一四・三四レムで平均七・五

二レムであった。被曝線量の増加とともに染色体異常（二動原染色体と環状染色体）の増加が認められたわけである。

これに対して、東京電力原子力安全センターは「染色体異常が増えても健康に支障はない。年間五レムの基準よりずっと低いので安全である」というコメントを出している。

しかし、放射線により染色体異常が起きたとすれば、同時に遺伝子にも突然変異が起き、これがガンや白血病に結びつく可能性が十分考えられる。

従来低線量被曝の影響はよく分らなかったが、今回の報告は原発労働者の被曝によるリスクがかなり大きいものであり、ガンや白血病が多発している疑いを強めるものであるといえるだろう。

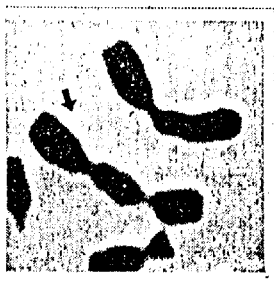
今年四月より、電離放射線障害防止規則が改善され、線量限度の緩和、健診簡略化などが行われた。しかし

これは、被曝線量規制の最重要基礎データである広島・長崎原爆データの見直しにより、放射線がより危険であるという評価が公的に確認され

てきている流れを無視して経緯があり、今回の報告は、そうした規制緩和に大きな警鐘を鳴らしているとい

職業被ばく裏付け

職業被ばく裏付け。形骸的の染色体分析細胞。大阪は四月からの放射線測定は計〇・二%。この数は、行の〇・五%から〇・二%に改められる。これに対し、労働者のデータを整理。二動原染色体異常率。二動原染色体異常率は、大阪の放射線測定が二%で、その他の調査機関による放射線測定は、大阪は二%、平均七・五%。放射線測定は、大阪は二%、平均七・五%。放射線測定は、大阪は二%、平均七・五%。



くびれが2カ所ある二動原染色体(中央矢印)。右は正常な染色体

長期の追跡調査を

長期の追跡調査を。職業被ばく裏付け。大阪は四月からの放射線測定は計〇・二%。この数は、行の〇・五%から〇・二%に改められる。これに対し、労働者のデータを整理。二動原染色体異常率。二動原染色体異常率は、大阪の放射線測定が二%で、その他の調査機関による放射線測定は、大阪は二%、平均七・五%。放射線測定は、大阪は二%、平均七・五%。

大阪は四月からの放射線測定は計〇・二%。この数は、行の〇・五%から〇・二%に改められる。これに対し、労働者のデータを整理。二動原染色体異常率。二動原染色体異常率は、大阪の放射線測定が二%で、その他の調査機関による放射線測定は、大阪は二%、平均七・五%。放射線測定は、大阪は二%、平均七・五%。

東電・福島原発の労働者
2倍近い染色体異常
県研究所員 一般住民と比較調査

いびいびの病気の話 ②

老化とこころ ① ——— 小川・渡辺診療所 小川 正明

高齢化と

痴呆の発生

人はだれでも年をとり、身体もおとろえ、精神の働きも低下していくという運命からは逃れられないものです。しかし、まだだれもが病気にはなりたくない、病院に通院したり入院したりすることなく、健康で自由な生活を送りたいと強く望むものです。特に最近では、人口の高齢化とともに「痴呆」の問題がクローズアップされ、「心の健康」が強く求められています。（ちなみに「ボケ」とか「ボケ老人」などという言葉には、きげすみバカにするといった

ニュアンスが含まれているので使わないようにすべきでしょう。）

実際、診療所や総合病院の外来で皆さんの話を聞いていますと、高齢の方はたいがい「ボケないようにせんと」「もう私はボケの症状が出ています。もうしょうか」などと気にされています。もっとも、老年期になると誰でも必ず痴呆をきたすとかいうとそうでもなく、ある統計では八〇才以上では約五〇％の人に痴呆がみられる程度とされています。（「老年」の定義には諸説ありますが、一応六五才以上が老年期とされることが多いようです。）また、老年期には、痴呆以外にも心気症という身体

の変化にこだわるノイローゼの一種やうつ状態、幻覚妄想、せん妄という意識障害の一種などの精神症状がしばしば出現します。このような精神症状の出現率は、壮年期の約二〜三倍高いとされ、しかも今後ますます高齢人口の増加やストレスの増大とともに増えていくものと推測されます。

ではわたしたちは、痴呆やこの他の精神疾患をできるだけ予防し精神的に健康を保っていくために、ふだんからどのようなことに気をつけていけばいいのでしょうか。この問題を考えるにあたっては、一〇〇才をこえた人たち（「センチナリアン」

と呼ぶそうです。)の生活から学ぶべきところが大きいように思われます。そこで次にセンチナリアンの人々について述べることにします。

センチナリアンに学ぶ

センチナリアンの人は一九八五年現在で日本に約一七四〇人おられるようです。そして、その人口あたりの比率をみますと、明らかに西高東低の傾向が認められます。つまり、沖縄、鹿児島、高知などの九州四国に高い割合でセンチナリアンの方がおられます。(実際の人数では、やはり人口の多い東京都に一番多数おられます。)

まずその性差ですが、常識的な印象に一致して女性の方がかなり多く男性の約四倍もおられます。(私個人もこれまで二人のセンチナリアンの方にお会いしていますが、二人

とも女性でした。)しかしなぜ女性の方が多いのか、ということについてはまだ理由はわかっていません。

次に遺伝的な背景ということですが、一般的にセンチナリアンの親、兄弟姉妹はともに長寿であることが確認されています。つまり一〇〇才長寿の基本的条件は、遺伝的にかなり規定されるものようです。(もともとその逆、つまり両親、兄弟姉妹が短命であったから自分は長寿はムリ、とも言えないようです。)

居住環境についてですが、大まかに言って、センチナリアンは静かな農村で生まれ、そこで成人となりそこで老後をおくついていると言えます。それは、環境変化が相対的に少ない居住環境で長年月をすごした、ということが意味を持つようです。精神的に言えば、居住環境の変化は同時に対人関係の変化をとめない、その個人にはかなりのストレスをもたらし、多くの場合精神的健

康にはマイナスとなるものと推測されます。ただストレスそのものは、単純に健康にとってマイナスしかもたらさないものと決めつけることはできません。ストレスを克服する能力が高い人やストレスに上手に適應できる性格の人は、農村であろうが都市であろうが、また居住環境が変化しようが、そう困難なく健康にすごしていけることも多いものです。

職業との関連については、センチナリアン全体の約半分が農林業を自分の生業としています。一方その他の職業はみな一〇%以下です。ここから推測されることは、農林業という職業が何らかの寿命促進因子を有するのではないか、ということです。常識的に考えても、(長時間労働という面は割り引いて考えるにしても)季節に応じた労働内容、規則正しい生活のリズム、自らが労働内容を決定し、努力に応じた成果が得られやすいこと、隣人との共同での

労働、などといった、精神的、身体的健康には大いに望ましい面をもっています。ただ、現在のセンチナリアンにはかつての農林業従事者が多い、という事実の背景に、この一世紀の日本社会の産業経済構造が反映されている面を見落としてはならないでしょう。

また、受けてきた教育や経済状態などと長寿との関係については、ハッキリした関係は見出されていません。

最後に、寿命というものにより直接的関連をもつと推測される、身体的・栄養的側面についてです。現在のセンチナリアンのなんと七〇％の人は、六〇才以前には医師の診察を受けたことがない、という調査結果があるそうです。これはその本人の記憶が確かである限り、驚くべき健康水準が維持されてきた、という確かな推測を成立させます。しかし同時に、日本での公衆衛生的知識の

不充分さや医療体制の不備もあっての受診チャンスの乏しさに結びついていたのではないかと、とも多少疑われます。しかし、いずれにせよセンチナリアンの人は、元来感染症等の疾患に対する高い免疫能力を持っていた、ということは言えそうです。

栄養の面については、まず第一に血圧に大きな影響を与える食塩摂取の傾向です。どうもこの点では、特に嫌塩傾向はみられず、「若い頃も現在もふつうの味つけ」という人が多いようです。(その割には、センチナリアンの人には高血圧の人が少なく、また動脈硬化—この二つの疾患が脳血管性疾患の中心—の程度も軽度である、との東京都の調査があります。)結局栄養に関しては、全体として「好き嫌いが少なく特定の食品にかたよって摂取することなく、栄養のバランスもとれた食事をこれまでしてきた」ということのように、我々も日々の食事ではこのよ

うな配慮が必要と思われる。酒、タバコについてはかなりハッキリした傾向があり、男女とも「ほとんどやらない」人が七〇％以上をしめています。これは特に喫煙習慣が、単に肺ガンだけでなく胃ガンや子宮ガンとも関係がある、という最近の疫学的研究の結果とも一致するものです。

センチナリアンと痴呆の関係

最後にセンチナリアンの人には痴呆はみられないのか、その知的能力はどうなのか、という点です。この点については、東京都の調査があり、そこでの結論は、センチナリアンの人は「痴呆老人によく似てはいませんが、痴呆老人のものではない」ことが多い、とのこと。つまり(心理テストの結果からは)、センチナリアンの方が、自分の居住地

や年令や現在の月日などの記憶が正確で、最近の出来事に関する記憶も保たれていることがわかりました。

への適応を容易にしており、結果的にも長寿へと結びついているようです。

しょう。

逆に、教育の結果身についた計算能力や知識に関しては、痴呆老人の方がすぐれている、とのこと。このような痴呆老人との知的機能レベルでの質的な違いが、その人の生活

以上みてきたように、センチナリアンの人の生活からは学ぶべき点が多くあるようです。そのような観点から、我々の生活のあり方をもう一度ふりかえって考えてみるべきで

次回は、特に老化と共に発生しやすいいくつかの精神的疾患について説明し、その予防やまわりの人の対応について、もう少し詳しく考えていくことにします。

■ブックレット自治体労働と安全衛生シリーズ ■安全センターで扱っています

職場のメンタル・ヘルス

朝日俊弘著 定価五百円（送料二百円）

【内容】○なぜ、今、メンタル・ヘルスなのか○「職場のメンタル・ヘルス」——三つのアプローチ
○「職場のメンタル・ヘルス」——その必要性と危険性 など

V D U 労働

池田省三著 定価七百元（送料二百円）

【内容】○コンピュータ再入門○VDU労働の特徴○作業編集を考える○作業時間規制から始める
○VDUと妊娠○VDUとメンタルヘルス○職場での健康管理など

前線かろ

郵便輸送業務で

心筋梗塞死

労災申請行こう

全通大阪日通支部

大阪

全通大阪日

通支部組合員

の三宅武史さ

んの心筋梗塞

死について、

労災申請が二

月一〇日天満

労基署に対して行なわれた。

郵便輸送を業務とする日

本郵便通送運転副主任と

して働いていた三宅氏は、

一九八六年一月三十一日帰

局直後に心筋梗塞発作を起

こしその夜死亡された。業

務は、輸送管理を事務所で

行ないつつ、定期便以外の

管理業務の中で

臨時便運行にも

たずさわらなけ

ればならない疲

労度の大きな職

種であることが、

発症の原因にな

ったと考えられ、申請に踏

切ったもの。

繁忙期である年末・年始

の直後に発症していること、

その業務過重の中で発症の

前兆を示す症状を訴えてい

たこと、発症約三ヵ月まで

の健康診断では異常は認め

られていないこと、日常生活

活上は極度の飲酒などの本

人の不摂生はまったくみら

れないことなどから、労働

災害であることは明らか。

今後、遺族・支部と協力し

て積極的に取り組んでいく

ことにしている。

才16回針灸訴訟

375 通達は医学的根拠なし

主尋問に答えて 松浦 Dr.

大阪

三月二〇日、大阪地裁に

おいて針灸治療打ち切り反

対！三七五通達撤回訴訟の

法廷が開かれ、原告鈴木真

規子さんの主治医の松浦良

和医師（南労会松浦診療所）

の第二回主尋問が行われた。

前回おもに原告が患して

いた頸肩腕障害・腰痛症に

ついて詳細に証言したのに

引き続き、初診時からの原

告のカルテにそって、症状

の変化と、針灸など実施さ

れた治療とその効果・経過

について尋問に答えた。

この裁判の焦点は、針灸

と他の療法を併用しながら治療を続け回復したにもかかわらず、なぜ針灸の治療費だけが途中で突然ストップしてしまわなければならぬのかということである。このことが全く不合理であることは、針灸の効果を裏付けるカルテの記載などに關する松浦医師の証言でさらに明確になった。

また松浦医師は、三七五通達実施前後の労働省の対応状況などにもふれ、当時労働省は「全く打ち切りの根拠を答えなかった」と述べるなど、三七五通達が医学的に全く根拠をもたないことを証言した。

次回は六月一二日(月)午後三時〜大阪地裁八〇九号法廷。

学校給食調理員の

指曲り症自主健診行方

原

自治労奈良県本部

自治労奈良県本部の給食調理員指曲り症自主健診が三月十一、十八日、松浦診療所において行われた。

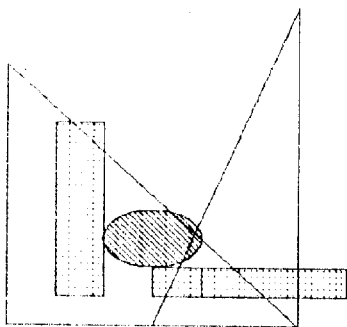
今回の自主健診は、おもに奈良県橿原市の学校給食調理員(橿原市職労)約三〇人について行われた。その結果、三分の一が指曲がり症状を呈しているという実態が明らかになった。県本部では、今後県下にさらに取り組みをひろげていきたいとしている。

調理員などの指曲り症について、岡山大学など学術

的調査の結果、仕事が原因であることが証明されているが、一部の(?)整形外科医師の間では、職業病ではないという意見が出されているようである。そうした偏見は正されていく必要がある。

その一例を紹介すると、(財)労働衛生協会・労働医学検査センターの北山孝允所長は、雑誌「安全スタッフ」(八九/二/五)「指曲がり症について思うこと」の中で「・・・私もこれを職業病とってよいの

か?という疑問を拭い去れずにいきました。ところが、最近岡山大学衛生学教室の甲田茂樹先生が、ある労働衛生専門誌によせた「指曲がり症」の重症例についての報告を読んでその疑問は消え去りました。・・・私は、この障害を職業に起因するものとして認めるならば、予防は容易な疾患としたいのです。」と述べています。



全港湾じん肺申請

最終職場(港湾)の確定で

大阪

「ややや 紛糾」

三月二〇日、全港湾大阪支部安全衛生委員会は、昨年十二月のじん肺管理区分申請者九名について、大阪

労働基準局に書類を提出した。港湾荷役作業における粉じん作業範囲の拡大が八五年じん肺法改正でなされて以来、全港湾では一斉じん肺検診を実施し、大阪支部では、九名の該当者について申請を行うことになったものである。

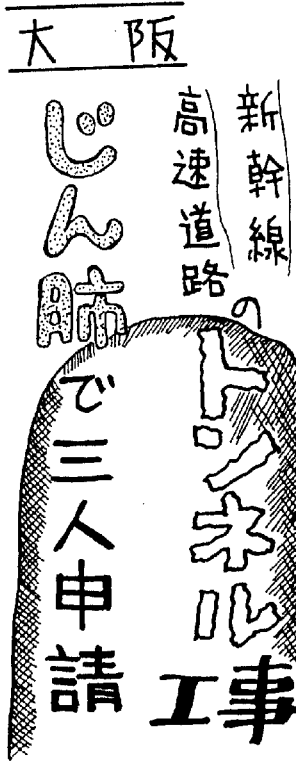
しかし、対象となる範囲が拡大されたとはいえ、個別の現場の作業が粉じん作

業になるかについては微妙な問題も発生する。たとえば、かつて石綿荷役作業を

行っていたが、その荷役作業実態は作業者の記憶によるものでしかなく、会社側も認めない場合は、それを何らかの方法で確定するしかない。したがって、一分会については労働基準局が現場調査を行うことも考えられている。

じん肺で三人申請

ざい道工事、炭鉱の経験者も含まれ、また要療養と診断されている労働者もいる。同安全衛生委員会では、できるかぎり早期の認定にむけて今後の取り組みを進めていくことになっている。



三、四月に、ざい道工事によるじん肺被災者三名の管理区分随時申請を、相次いで行った。

Mさんは、一九五七年の

ダム建設工事以来、六四年まで七年間にわたって四カ所のざい道工事の掘進作業を行ってきた。その後は自動車工場であっていたが、

職場健診でじん肺と診断され、知人の紹介で松浦診療所に受診した。

他、Uさんは一九五五年の大分県ざい道工事以来十四年間、Iさんは三二年の宮崎県の工事以来七年間にわたってざい道工事に携わった。診断結果は三人とも療養が必要な管理区分三の続発性気管支炎合併、もしくは管理区分四であり、相

次いで労働基準局に対して
管理区分申請を行った。

注目されるのは、この三人に限らず、六〇年代から七〇年代にかけての新幹線、高速道路網の建設でずい道工事に携わった多くの労働者にじん肺の症状が発生し

ていることである。しかも

当時の作業環境は、ろくな粉じん対策もされないまま作業を行っていた実態は明らかで、センターでも今後の取り組みに力を入れたいと考えている。

製品検査
5000回/日

東 南

けいわんで労災申請へ

全金協和精工支部

全金協和精工支部は、組合員Yさんの頸肩腕障害の労災申請を天王寺労基署に行った。仕事はノギスやマイクロメーターによる製品検査で、計測器を支持するために右手小指と薬指を緊張させた状態で、親指と人

差指でつまみを回さなければならぬ。仕事量は入社以来しだいに増加し、忙しいときには、五千回以上も測定を行う日もある。とくに八八年前半に仕事量が増大し、肩こりや腕のだるさがたえがたくなり、ついに

右腕に冷感やひきつるような痛みをとまなうようになり、労災申請するにいたったものである。

不良品が出た場合、突然抜き取り数を増やすよう命じられたり、仕事量の変動も

激しいなど、責任者である

ことから精神的な圧力も大きいことも原因となっている。現在時間内通院を続け、会社に対しては、配置転換などを要求している。考えてみる。

大 阪

自主健診実施

市職教育支部図書館分会

大阪市職教育支部図書館分会は、組合の自主的取り組みとして図書館の司書を中心に腰痛・頸肩腕健診を行った。

現在、各行政区に一館ずつ二十一の図書館があり（各図書館に約四名ずつの司書が配属されている）、

また中央図書館には六十三名の職員（電話交換、事務職を若干名含む）が配属され図書館業務を行っている。以前から腰痛やけんしょう炎等の訴えが組合員から出されており、このたび、松浦診療所健診部にて健診を行うことになった。

二月二十八日には、腰痛、

ケイワンの学習会が松浦医師を講師として取り組まれ原因、治療、予防について学んだ後、三月一日〜十四日にかけて行った。

本の貸出し業務のうち、

カウンターでの前かがみ姿勢、接客業務を一日中（日曜日）は忙しく、二人体制で（堅持）続けることによる疲労の蓄積、本棚の整理による上肢の保持、本の購入、カード作り、他館への連絡などの連絡事務、本の運搬による負担など様々の訴えがあった。今後、組合の安全委員会に対策に取り組んでいく構えである。

通院費請求

南 東
通達ぬじまげ
支給しぶる労基署

全金ヤマト産業支部では、組合員Hさんの労災の療養にとまなう通院費の請求を行った。通院した整骨院は、労災指定医療機関であり、支給基準（四も以内片道二も以上）に合致している。にもかかわらず天王寺労基署は、より近くに指定医療機関がある場合は基準に合致していても支給しないと、いう姿勢であった。大阪局内では、「冗漫な支出の抑制のため」に通達とは別に申し合わせており、請求の一割しか支給されていないという。これは、通達の逸脱解釈による実質的な補償水準の低下であるだけでなく、医師選択の自由の侵害である。

Hさんは、一か月間最寄りの別の指定医療機関に通院していたが、治療効果がおもわしくなかったために、少し離れた整骨院に転院し、治ゆー職場復帰をはたしたという経いがある。すでに労基署には経過説明の文書とともに申請しており、支給決定にむけて働きかけていきたい。

高橋

地域ユニオン

シンポジウム

開催される

◆北摂トータルユニオン

三月二六日、北摂トータルユニオンの結成一周年を記念し、同ユニオン主催の「地域労働運動の炎を絶やさないユニオンシンポジウム」が開かれた。パネラーとして参加したのは、ひごろ（東地域）、とうなん（東南地域）、泉州、京都の各ユニオン代表者。

労働相談活動を中心として中小零細事業場の未組織労働者の組織化に精力を注いできた経験をもとに、各ユニオンが報告を行い、相談活動の共同取り組みなど、共同取り組みの可能性についても意見交換を行った。特に、リクルート事件が問題になっ

ている現在、期間契約労働者、パート労働者の問題、職業紹介をめぐるトラブルなどの問題について、行政各庁との交渉も含め、共同の取り組みを検討していくことになった。

各ユニオンとも相談活動による組合加入が増えており、今回のシンポジウムでも明らかになったように、そろそろ経験を総括した新たな取り組みも必要になってきているといえよう。今後の運動展開が期待される。

◆東南

労災法交流会

通火を話題に

体験交流会

◆東南地域労災職業病問題交流会

三月一七日、通勤災害をテーマに労災交流会が開かれた。同会は今回で四〇回目にあたる。安全センター

から西野が講師をつとめた。内容は、交通事故の激増、ILO一二一号条約、総評の運動によって七三年に通勤災害保護制度が制定された経緯からはじまって、認定をめぐる個々の事例がそ上に乗せられた。

二〇人ほどの参加者からは、組合活動後に帰宅した場合やとちゅうで酒を飲んで事故にあった場合は通災になるのかなど、身じかな例を引いた質問が活発に寄せられた。今回の交流会でも質問されたが、会社に届けていない経路を通過して通勤した場合でも、合理的なものであれば通勤災害として認められるということは、以外と知られていないようであった。今回の交流会は、シリーズ化している「職場点検」にもどってテーマを設定することとなる。

歯牙酸蝕症 労災認定勝ち取る

松浦診療所歯科

杉田 育紀

八七年七月、尼崎にあるステンレス製の水産物（ちくわ、かまぼこ、天ぷら等）の自動製造機械の製作を行っている従業員一四〇余名の工場

の労働組合から歯科健診の依頼があった。依頼の理由は、作業工程中の酸洗い時に、強酸である硝酸を含有する「ナルデン」を使用しており、酸による歯への影響について調査したいということであった。

「歯科・内科の特殊健診実施」

組合は、ナルデンの人体への影響を調べるため、会社の指定する健診機関での健診を拒否し、ストライキで自主的に「ナルデン」の人体への影響を確かめるため、内科健診、歯科健診を実施した。

組合は、ナルデンの人体への影響を調べるため、会社の指定する健診機関での健診を拒否し、ストライキで自主的に「ナルデン」の人体への影響を確かめるため、内科健診、歯科健診を実施した。

ナルデンは弗化水素（四・五％）、硝酸（十三・五％）などの酸からなり、医薬用外劇物とされている。ナルデンによる人体への影響は、毎日酸洗いに従事していた労働者に皮膚障害が発生するなど、以前から明らかになっていた。しかし会社側はこの問題を放置しつづけてきた。その後、酸による症状が歯にでているこ

とから、ナルデンの使用によるのではないかという疑いをもった組合が問題として取り上げたのが発端であった。

症の歯牙酸蝕症、一名が要治療までに進化した歯牙酸蝕症であり、八八年三月労災申請を行った。歯牙酸蝕症の認定は事例は、兵庫県において過去五年間まったくないとのことであったが、八八年十二月認定にいたった。

歯牙酸蝕症という病気は、「酸のガスまたはミストが歯牙に作用して歯牙の表面の脱灰をきたし、表面の白濁および欠損を生じたもの」をいい、歯科領域における代表的な職業性疾病である。この病気は酸を取り扱っている職場すなわち酸洗い、メッキ、蓄電池などの工場で多く見られる。

定期健診と 職場改善を

酸の暴露は、一日の使用時間や従事する時間が短くとも、長期にわたる場合何らかの影響を及ぼすことがはっきりしている。それにもかかわらず会社側が、有害物質である硝酸を扱う職場として法で定められた定

期健診すら実施していなかった点は大きな問題であった。また、ナルデンの使用に際して、有害物質を含んでいるという説明を労働者にまったくしていなかった点も大きな問題をつくんでいった。やはり障害を未然に防ぐ労働環境の改善に向けた日々の努力および法定の定期健診の必要性をつよく感じた。

職業性歯科疾患は労働環境の劣悪な中小企業において潜在的に存在しているものと思われる。とくに酸を取り扱っている職場は、全国いたるところに存在している。そのような職場において法に定められた歯科健診が早急に実施されることが望まれる。

Na—シンチレーター ついに購入！ 四月中旬から 本格測定へ

市民の手で放射能汚染測定器を共有しようという取り組みは、本格的になってきました。

二月二六日には、一たべもの放射能をはかる会」の結成総会が開かれ、関西における反原発運動の一つとして、測定器共有運動をみんな

取り組みとうことが確認されました。測定の結果、放射能に汚染されていると分かった食品を食べるの

かどうかという議論（たとえば、干しシイタケの場合、過去の核実験による汚染が結構高い数値であります）は今後も継続していかねばならないと考えています。

測定器購入基金の方は、約二五〇万円集まり、目標まであと半分のところまでできました。測定器であるNa—シンチレーターはすでに環境監視研究所に設置され、試運転の段階

◆環境監視研究所 中地 重晴

です。四月中旬には本格的な測定活動に入る予定です。将来的には、食品だけでなく、環境試料もはかっていける体制を考えています。

四月末までに基金を集めたいと思いますので御協力よろしくお願います。

購入 個人一口 一千元
基金 団体一口 一万円
振替口座 大阪〇一六〇六四二

第15期 針灸学習会に参加しよう

五月十一日～九月二一日

毎週木曜日 六時

労働者針灸学習会実行委員会

今年も五月十一日から、針灸学習会が行われる。「労働者の健康は労働者じしんが守る」というスローガンのもと、労働者の交流のなかで針灸治療の基礎をマスターしようというのがこの学習会の趣旨である。この学習会もすでに今年で十五期を迎える。

たしかに一時の針灸ブームは去り、人々の関心もさめたかにみえるが、その治療効果は大きいものがある。この学習会は、高等な治療方法を学ぶのではなく、あくまでも基本的な針灸治療を学ぶことによって、職場や家庭で手軽に（とはいっても消毒

には、細心の注意が必要）針灸を活用し、それを通じて労働者相互の交流を深め、健康を自身の手で守っていくというものである。ぜひとも多くの人にこのユニークな学習会に参加してもらいたい。

学習内容としては、ツボの説明と

◇針灸学習会 要項◇

実技の他に、参加者による職場紹介

◆日時 五月十一日～九月二一日 毎週木曜日 六時

や食べ物の話、歯の話、すぐに役立つ

八月一〇日、十七日を除く（計十八回）

応急手当、健康に働くための法律

◆場所 大阪港湾労働会館二階

入門、ストレッチ体操など、もりだ

（地下鉄中央線「大阪港」駅下車）

くさんな内容となっている。歯の話

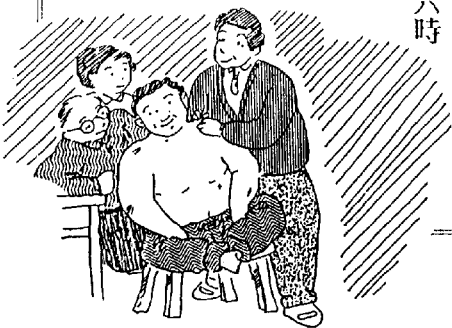
◆参加費 四千元（通し）（一回三百円）

や、食べ物の話は、松浦診療所の歯

科、健診部などの協力を仰いで専門

家の立場から、指摘を行ってもら

こととなっている。



こんなときどうする ⑦

天災地変による「災害」

天災地変の場合も

状況に応じて業務上

地震や落雷、洪水など天災地変による災害の業務上外認定について、労働省は通達の中で以下のように取り決めている。

「労災保険における業務災害とは、労働者が事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験法則上認められる場合をいい、いわゆる天災地変による災害の場合にはたとえ業務遂行中に発生したものであっても、一般的に業務起因性は認められない。」

しかし、「天災地変に際して発生

した災害も同時に災害を被りやすい業務上の事情（業務に伴う危険）があり、それが天災地変を契機として現実化したものと認められる場合に限り、かかる災害について業務起因性を認めることができる」と「天災地変による」の解釈範囲を限定している。

つまり、急斜面の山肌に接している事務所ですべて仕事をしていて、地震による崖崩れで下敷きになって死亡したという場合には、「かかる状況下にある当該事業場には崩壊による埋没という危険が内在していたものといえるので、それが地震とあいまって現実化したものと認められる。」として業務上の判断がされることに

なる。

ところがそういう要因に関係なく、つまりどこにいてもその時には災害に遇っただろうという場合には業務起因性がないということになる。だから関東大震災のような大災害の場合には労災保険の適用がないということである。ただ、現在の天災に対する予防状況を考えるならば、相当の大災害の場合でも業務上の可能性は高いといえよう。

また、そのまま居たらあぶないので、避難する途中の災害というような場合には合理的行為として業務上の扱いがなされることになる。

いずれにしても、天災地変の場合についての判断は、とくに当該被災者の恣意行為や私的な行為に原因しない限りは、現行の通達においてもかなり認められるものとなっている。

二・四

関西電力変電所で、作業中の下請け会社従業員が七万ボルトの高圧線に触れ、全身やけどで重体（大津）

二・二六

徳島市の家具製造工場長が勤務中に急性心筋梗塞で死亡した事件で、労働省労災保険審査会は過労死として労災認定の逆転裁決を出した。審査会で、心臓血管疾患の過労死が労災認定されたのは七年ぶりで、一昨年十月の認定基準改定後は初めてのこと

二・五

鋼板工場で加熱炉の灯油が漏れて引火、従業員二人が火だるまになり、うち一人が死亡（岸和田）

三・一五

「遠州じん肺訴訟」控訴審で、古河鋳業側が一番を上回る総額三億五千万余を支払うことで和解が成立

職業病の「頸肩腕症候群」と診断されたのに労災の認定を受けられなかった元施設職員が労基署の処分取り消しを求めた訴訟で神戸地裁は労災不適用は違法との判決（本文に詳細記事）

二・一五

レストランでのトレーの持ち運びで指がけんしょう炎になったパートのウエイトレスにたいし北九州東労基署が業務上認定

三・二七

振動障害の長期被災者に対する労災打ち切り問題で、労働省が再調査した結果、二人は打ち切り撤回、給付継続との判定

二・一六

レジャー施設二階の居酒屋でプロパンガスが爆発、従業員と客あわせて十八人が重軽傷（大阪狭山）

三・二八

NKK鶴見製作所の浅野ドックで、修理中のインド船籍の貨物船で火災が起き十二人が死亡、十一人が重軽傷（横浜）

三・三一

ビル建設工事現場でクレーンで吊り上げ移動中の掘削機が落下、作業員一人が下敷きになり即死（大阪）

二・二三

「長崎じん肺訴訟」の控訴審判決で、福岡高裁は企業責任は一審同様認めしたが、百八人の請求を時効を理由に棄却、賠償額も総額で六億二千万余ダウンした原告逆転敗訴の判決

頸肩腕障害になった市立図書館の電話交換手が、労災認定を求めていた訴訟で、大阪地裁は公務災害と認定（大阪）

新幹線のトンネル工事などで、出稼ぎの下請け労働者として働いた四国のじん肺患者ら計五八人が鹿島建設など元請けの四九社を相手取り、安全配慮義務を怠った責任などを訴え総額二六億四千万の損害賠償を求める「四国じん肺訴訟」を提訴

市道の下水道管内で作業中の作業員が有機ガスの発生か酸欠かで突然倒れ、一人死亡二人が重症（姫路）

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28